

令和 3 年

上尾市議会 9 月定例会議案

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 7 4 号	令和 2 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 7 5 号	令和 2 年度上尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 7 6 号	令和 2 年度上尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 7 7 号	令和 2 年度上尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 7 8 号	令和 2 年度上尾市水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第 7 9 号	令和 2 年度上尾市公共下水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第 8 0 号	令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 5 号）……………	別冊
議案第 8 1 号	令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 6 号）……………	別冊
議案第 8 2 号	令和 3 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 8 3 号	令和 3 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 8 4 号	上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 8 5 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 8 6 号	上尾市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 8 7 号	企業版ふるさとあげお応援基金条例の制定について……………	6
議案第 8 8 号	上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第 8 9 号	上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議案第 9 0 号	工事請負契約の締結について……………	1 4
議案第 9 1 号	財産の取得について……………	1 5

議案第 9 2 号	裁判上の和解をすることについて……………	1 8
議案第 9 3 号	埼玉県都市競艇組合規約の変更について……………	2 0
議案第 9 4 号	市道路線の認定について……………	2 4
議案第 9 5 号	市道路線の廃止について……………	2 5
議案第 9 6 号	市道路線の認定について……………	2 6
議案第 9 7 号	教育委員会委員の任命について……………	2 7

議案第 8 4 号

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年
上尾市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の項中「事務又は重度心身障害者医療費支給関係情報」を
「事務」に改め、同表中 1 9 の項を 2 2 の項とし、1 2 の項から 1 8 の項ま
までを 3 項ずつ繰り下げ、同表 1 1 の項中「又は国民健康保険法」を「、国民
健康保険法」に改め、「関する情報」の次に「、国保保健事業関係情報、高
齢者保健事業関係情報又は介護保険給付等関係情報」を加え、同項を同表 1
4 の項とし、同表 1 0 の項を同表 1 2 の項とし、同項の次に次のように加え
る。

1 3 市長	介護保険法による地 域支援事業の実施に 関する事務であって 規則で定めるもの	国保保健事業関係情報、高齢者保 健事業関係情報又は健康増進事業 関係情報であって規則で定めるも の
--------	---	--

別表第 2 中 9 の項を 1 1 の項とし、8 の項を 9 の項とし、同項の次に次の
ように加える。

1 0 市長	高齢者の医療の確保 に関する法律第 1 2 5 条第 1 項の高齢者 保健事業の実施に関 する事務であって規 則で定めるもの	国民健康保険法による保健事業の 実施に関する情報（以下「国保保 健事業関係情報」という。）、介 護保険給付等関係情報又は健康増 進事業関係情報であって規則で定 めるもの
--------	---	---

別表第 2 中 7 の項を 8 の項とし、6 の項を 7 の項とし、5 の項を 6 の項と

し、4の項の次に次のように加える。

5 市長	国民健康保険法による保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項の高齢者保健事業の実施に関する情報（以下「高齢者保健事業関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの
------	-------------------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業を実施するため、関係する事務において利用することができる特定個人情報を追加したいので、この案を提出する。

議案第 85 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 30 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 5 2 項」を「第 321 条の 8 第 60 項」に、「同条第 5 2 項」を「同条第 60 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 61 項」を「第 321 条の 8 第 69 項」に改める。

第 50 条第 4 項及び第 52 条第 3 項中「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 条の改正規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。以下「4 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事

業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 3 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る医療費控除の特例の適用期限を延長するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 86 号

上尾市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
上尾市手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(上尾市手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 上尾市手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表 14 の 3 の項から 14 の 5 の項までを削る。

(上尾市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 上尾市個人情報保護条例（平成 11 年上尾市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 3 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

(上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年上尾市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの交付に係る手数料を廃止するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 87 号

企業版ふるさとあげお応援基金条例の制定について
企業版ふるさとあげお応援基金条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠山 稔

企業版ふるさとあげお応援基金条例

(設置)

第 1 条 本市が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（本市が作成した地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 8 条第 1 項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。次条第 1 号及び第 6 条において同じ。）に要する経費の財源に充てるため、企業版ふるさとあげお応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 地域再生法第 13 条の 2 の規定に基づき法人から受けた本市が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金の額のうち、一般会計歳入歳出予算（次号、第 4 条及び第 6 条において「予算」という。）で定める額の範囲内の額

(2) 前号に掲げるもののほか、予算で定める額の範囲内の額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用す

ることができる。

(処分)

第6条 基金は、本市が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本市が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、企業版ふるさとあげお応援基金を設置したいので、この案を提出する。

議案第 88 号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）」を「第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 4 章 雑則（第 53 条）第 52 条）」に改める。

第 2 条中第 27 号を第 28 号とし、第 24 号から第 26 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 23 号の次に次の 1 号を加える。

(24) 特定地域型保育事業 法第 43 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業をいう。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 38 条第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 4 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」の次に「（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第 5 項

中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面の交付又は提出については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供しようとする教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面の交付又は提出」とあるのは「書面による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面による同意」と、

「提供する」とあるのは「得る」と、「書面を交付し、又は提出した」とあるのは「書面による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意をする」と、「受けない」とあるのは「しない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意をしない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面による同意の取得」と、「再び前項」とあるのは「再び同項」と読み替えるものとする。

(上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年上尾市条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 小規模型事業所内保育事業(第47条・第48条)」
「第3節 小規模型事業所内保育事業(第47条・第48条)」
を 第6章 雑則(第49条) に改める。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを

いう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

内閣府令及び厚生労働省令の改正に伴い、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を当該内閣府令及び厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 89 号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険条例（昭和 34 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「40 万 4, 000 円」を「40 万 8, 000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出産した被保険者に対する出産育児一時金の支給について適用し、施行日前に出産した被保険者に対する出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

提案理由

産科医療補償制度が見直されることを踏まえ、出産育児一時金の支給額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 90 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 浅間川都市下水路改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 200,376,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 上尾市向山一丁目28番地8
株式会社シマダ |

提案理由

浅間川都市下水路改修工事に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第 9 1 号

財産の取得について

下記のとおり土地を取得することについて、議決を求める。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 土地の所在・地番、地目及び地積 別紙のとおり
- 2 取得の目的 平方スポーツ広場用地の購入
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 取得価格 89,948,926円
- 5 契約の相手方 別紙のとおり

提案理由

平方スポーツ広場用地を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

別紙

土地の所在・地番	地目	地積 (㎡)	契約の相手方の住所及び氏名	
上尾市大字 平方字雨沼	865番 3	田	42	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	869番 1	田	190	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	870番 3	田	2.94	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	873番 1	田	489	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	875番 1	田	349	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	877番 1	田	153	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	880番 3	田	20	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1037 番5	田	83	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1071 番4	田	57	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1078 番1	田	222	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1081 番1	田	439	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1085 番1	田	165	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1086 番	田	113	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1087 番	田	105	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1088 番	田	115	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1090 番	田	471	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1092 番	田	362	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1093 番	田	205	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1097 番1	田	617	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1098 番1	田	1,268	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
1114 番1	田	961	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○	
1116 番	田	962	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○	
1121 番	田	137	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○	

土地の所在・地番		地目	地積 (㎡)	契約の相手方の住所及び氏名
上尾市大字 平方字雨沼	1 1 6 8 番 3	畑	2 0 3	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 1 7 0 番	畑	1, 1 5 2	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 1 7 5 番	田	5 0 9	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 1 7 6 番	田	6 4	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 1 7 9 番	田	1, 1 8 9	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 1 8 3 番 1	畑	2 6 0	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 1 8 4 番 1	畑	4 7	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 1 8 9 番	田	7 3	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 1 9 0 番	田	2 7 9	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
上尾市大字 平方字東谷	1 2 1 6 番 3	畑	1 7	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 3 9 4 番 1	畑	6 5	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
購入する土地の合計面積			1 1, 3 8 5. 9 4 ㎡ (3 4 筆)	

議案第 9 2 号

裁判上の和解をすることについて

さいたま地方裁判所令和 2 年（ワ）第 8 9 4 号損害賠償請求事件に関し、
下記のとおり裁判上の和解をすることについて、議決を求める。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 当事者

- (1) 原告 上尾市大字平塚 2 5 5 8 番地 4
アサヒ住建株式会社
- (2) 被告 上尾市本町三丁目 1 番 1 号
上尾市

2 和解の内容

別紙和解条項のとおり

3 事件の概要

原告が被告に対し、平成 2 9 年 9 月 2 0 日に成立した（仮）新図書館複
合施設建設工事（空調換気設備工事）に係る工事請負契約を被告が解除し
たことによって生じた損害賠償金として、6, 9 7 0 万 1, 2 5 2 円及び
これに対する平成 3 0 年 7 月 1 0 日から支払済みまで年 6 分の割合による
金員の支払を求めたもの

提案理由

さいたま地方裁判所令和 2 年（ワ）第 8 9 4 号損害賠償請求事件に関し、
裁判上の和解をしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1
3 号の規定により、この案を提出する。

和 解 条 項

- 1 被告は、原告に対し、本件損害賠償金として、1,710万円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を和解成立の日から2週間の日限り、原告の指定する口座に送金して支払う。ただし、送金手数料は、被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 93 号

埼玉県都市競艇組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県都市競艇組合格約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

埼玉県都市競艇組合において地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、同組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出する。

別紙

埼玉県都市ボートレース企業団規約

埼玉県都市競艇組合格約（昭和32年32指令地収第1549号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 企業団の議会の組織及び議員の選挙（第6条—第8条）

第3章 企業団の執行機関の組織及び選任（第9条—第13条）

第4章 企業団の経費の支弁の方法（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（企業団の名称）

第1条 この企業団は、埼玉県都市ボートレース企業団（以下「企業団」という。）という。

（企業団を組織する地方公共団体）

第2条 企業団は、飯能市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、朝霞市、さいたま市、春日部市、深谷市、本庄市及び加須市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

（企業団の共同処理する事務）

第3条 企業団は、次の事務を共同して処理する。

(1) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に基づく、モーターボート競走の施行に関すること。

(2) その他モーターボート競走の実施に関し必要なこと。

（地方公営企業法の適用）

第4条 企業団は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、同法の規定の全部を適用する。

（企業団の事務所の位置）

第5条 企業団の事務所は、さいたま市中央区大字下落合1704番地に置く。

第2章 企業団の議会の組織及び議員の選挙

(企業団議員の定数及び選挙)

第6条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は、28人とする。

2 企業団議員は、関係市の市長(企業長及び副企業長である市長を除く。)及び関係市の議会においてそれぞれの議会の議員の中から各1人ずつ互選した者をもって充てる。

(企業団議員の任期)

第7条 企業団議員の任期は、2年とする。

2 企業団議員が関係市の市長又は関係市の議会の議員の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、同時に企業団議員の職を失う。

(企業団議員の補欠選挙)

第8条 企業団議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の補欠選挙については、欠けた議員を選出した関係市において選出するものとする。

3 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 企業団の執行機関の組織及び選任

(執行機関の組織)

第9条 企業団に、企業長及び副企業長各1人を置く。

(企業長及び副企業長の選任)

第10条 企業長及び副企業長は、関係市の市長の互選によって選任する。

2 企業長に事故があるとき、又は欠けたときは、副企業長がその職務を代理する。

(企業長及び副企業長の任期)

第11条 企業長及び副企業長の任期は、4年とする。

2 企業長及び副企業長が関係市の市長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(企業団の事務局)

第12条 企業団に事務局を設け、事務局長1人、職員若干人を置く。

2 前項の職員は、企業長が任免する。

(監査委員)

第13条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、企業団議員及び識見を有する者の中から選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。

4 企業団議員の中から選任された監査委員が、当該議員の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、同時に監査委員の職を失う。

第4章 企業団の経費の支弁の方法

(経費支弁の方法)

第14条 企業団の経費は、第3条の事業により生ずる収入をもってこれに充てるものとする。

2 前項の経費に不足を生じたときは、関係市の分担金をもってこれに充てるものとし、その分配率は、関係市均等割とする。

(利益金及び剰余金の分配)

第15条 第3条の事業により生じた利益金及び剰余金の分配は、関係市均等割によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に埼玉県都市競艇組合の議会の議員、監査委員又は職員で別に辞令を発せられない者は、この規約の施行の日において、引き続き埼玉県都市ボートレース企業団の議会の議員、監査委員又は職員に在任するものとする。

議案第 9 4 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1 0 7 8 1 号 線	上尾市大字平方字箕輪 2 6 9 5 番地先	上尾市大字平方字箕輪 2 6 2 9 番地先	
1 0 7 8 2 号 線	上尾市大字平方字西野 2 7 5 0 番地先	上尾市大字平方字箕輪 2 3 8 7 番地先	
1 0 7 8 3 号 線	上尾市大字平方字小塚 3 0 9 2 番地先	上尾市大字畔吉字八幡 4 5 6 番地先	
1 0 7 8 4 号 線	上尾市大字畔吉字八幡 4 7 2 番地先	上尾市大字畔吉字中 5 3 8 番地先	
1 0 7 8 5 号 線	上尾市大字畔吉字中 7 2 8 番地先	上尾市大字領家字宮下 7 7 5 番地先	
4 0 5 5 0 号 線	上尾市大字西貝塚字堤 外 2 5 8 番地先	上尾市大字西貝塚字稲 荷台 1 1 8 番地先	
4 0 5 5 1 号 線	上尾市大字平方字南 6 8 9 番地先	上尾市大字平方字南 7 2 2 番地先	
4 0 5 5 2 号 線	上尾市大字平方字道上 4 2 0 番地先	上尾市大字平方字道上 4 2 2 番地先	

提案理由

サイクリングロードとして使用及び管理をしている道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 9 5 号

市道路線の廃止について

下記のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
2 1 8 2 1 号線	上尾市壺丁目南 3 0 番地先	上尾市壺丁目南 3 1 番地先	
2 1 8 4 3 号線	上尾市壺丁目北 9 番地先	上尾市壺丁目北 1 0 番地先	

提案理由

寄附を受けた私道とそれにつながる既存の市道とを併せて一路線として認定するため、当該既存の市道路線についてはこれを廃止する必要があるため、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 96 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
21900号線	上尾市中妻三丁目19番地先	上尾市中妻三丁目19番地先	
21901号線	上尾市向山二丁目7番地先	上尾市向山二丁目7番地先	
21902号線	上尾市壺丁目南31番地先	上尾市壺丁目南30番地先	
21903号線	上尾市壺丁目北9番地先	上尾市壺丁目北10番地先	
31199号線	上尾市大字平塚字荒井1564番地先	上尾市大字平塚字荒井1564番地先	
51145号線	上尾市大字瓦葺字稻荷八ツ山3359番地先	上尾市大字瓦葺字稻荷八ツ山3359番地先	

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定するほか、寄附を受けた私道とそれにつながる既存の市道とを併せて一路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 97 号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

内 田 み ど り

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

教育委員会委員内田みどり氏の任期は、令和 3 年 9 月 30 日で満了となるが、同氏を再び任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

